## 池田総合法律事務所•池田特許事務所

ニュースレター

0

令和3年8月 第27号~初秋だより~

### 残暑お見舞い申し上げます。〈池田桂子〉

皆さま、お元気ですか。このお手紙がお手元に届くころには、オリンピックやパラリンピックでの日本選手の活躍が話題となっていると思います。これまでもアスリートが語る言葉に心揺さぶられることがありました。超健康的な人と思い描かれがちなアスリートにも様々な葛藤、苦悩があり、そのことも感動を呼び起こします。希望を捨てずに挑戦する姿は私たちに改めて、次の時代へ、未来へ、向かっていく勇気を与えてくれます。

新型コロナウイルス感染症のもたらす影響で翻弄させられたのは、オリンピックの開催が1年遅れたアスリートだけではありません。色々な生活や仕事上の制約を強いられた私たちも同じです。この頃思うことは、デジタル社会の進行によりデータの利活用が格段に重要になってきていることです。試合の過去データは予測の精度が高く、天候の予測の精度も各段に良くなりました。組織や社会どこでも全体の効率化が求められています。一方で、データを提供する側に適切に見返りがなされる世の中になっているか、そういった仕組みを検討する議論も重要だと感じます。

される世の中になっているか、そういった仕組みを検討する議論も重要だと感じます。 また、データや他者の言うことに翻弄されずに生きるために、改めて、「学び直し」を意識したいと思います。様々な問題を抱えた社会の中で、必ずしも経済成長することが良いこととは限らない、正解にはならないとわかってきた今、厭うことなく自分にとって自然な、多様な生き方を考えていきたいものです。

秋はすぐそこ、爽快な空が広がっていますように。

### 弁理士登録します。〈小澤尚記〉

弁理士登録をするため、4か月弱の実務修習を受け、7月21日をもって修習が終了しましたので、8月ころに弁理士登録ができる予定です。

ところで、みなさま、弁理士の仕事としてどのようなものを想像しますか?

弁理士の業務は、特許・実用新案、意匠(ニデザイン)、商標の権利化です。

この中で代表的なものは、特許分野です。発明に独占的な権利を与えるのが特許ですが、特許出願をするには、発明を理解して抽象概念化し、抽象化された概念を日本語(海外出願の場合は外国語)にする必要があります。一般的には発明そのものを特許にすると理解されていることが多いと思いますが、発明そのもの≠特許というのが正解です。例えば、新発明として「ネジ」を発明した場合、発明者はネジ頭が丸いものを作成しても、はたしてネジ頭は丸い必要があるのか、四角でもよいのではないか、ではネジ頭の形はドライバーを差し込む部分だけがあればよく、丸や四角などの形は本質的要素ではないのではないかと考え、ネジ頭の形状を「ドライバーを差し込んで回転させる部分」などといった抽象化をし、抽象化された発明を特許として出願します。このように発明を理解し、抽象化し、日本語化(海外出願であれば英語等の現地語化)し、特許という権利にするのが弁理士の仕事です。

次に、意匠ですが、物品、建築物、画像等のデザインに権利を与えるものです。もともとの製品などに何かの課題があって、それを解決する手段として発明ではなく「デザイン」をつかって解決を図る場合に、そのデザインに権利を与えるのが意匠です。

最後に、商標(トレードマーク。TM)ですが、自社が取り扱う商品・サービスを他人のものと区別するために使用するマークに権利を与えると商標権になります。ただ、商標権といっても、現在は音商標、ホログラム商標なども認められるようになっていますので、産業政策や諸外国との関係で「商標」の範囲も広がってきています。

私は文系ですが、最近の技術には大いに興味をもっています。また、技術分野に詳しい外部の弁理士とも協力しながら弁理士業務を行っていく予定です。

当事務所では、池田桂子に続いて、私が2人目の弁理士となり、弁護士・弁理士として、知的財産という新しい分野にチャレンジしていきます。

これからは知財の時代です。知的財産権についても疑問等ありましたら、ご相談ください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

**☎**052-684-6290

受付時間9:00AM~5:30PM

## 外部通報窓口設置のお勧め

<池田伸之>



当事務所のブログなどでも何度か取り上げたテーマですが、企業経営上のコンプライアンス確立の上では、重要な点ですので、再度取り上げます。

昨年6月の公益通報者保護法の改正により、従業員300人を超える企業には、内部通報に対応する制度を導入することが法的な義務として定められました。

企業の違法行為がマスコミなど外部から取り上げた場合の信用毀損は計り知れません。SNSなどで、一晩で信用が地に墜ちた企業もあり、他人事ではありません。したがって、内部通報制度は、義務だから仕方なく設ける制度ではなく、企業が自浄作用を発揮して不正をただす制度で、信用を維持するために積極的に利用されるべきものです。

また、これからIPO(新規株式上場)を目指す

新興企業には、この制度の導入は必要不可欠です。

ただ通報者の立場に立つと、法律上、通報によって不利益を被らせてはいけないことになっているとはいえ、内部の関係部局には、報復などを恐れ、申告しにくいのが実情です。

そのため、安心して通報してもらうため、中立的 な社外の弁護士を通報窓口とする制度も併せて導入 することをお勧めします。池田総合法律事務所でも、こうした外部通報窓口として数社を担当しています。窓口の運用のほか、内部規定の整備の支援、研修、社内調査の支援、実施、是正案の検討などの業務も行っています。関心のある企業様については、その業務内容についてプレゼンも致しますので、ご一報ください。

## アスベスト(石綿)健康被害の損害賠償請求について



<山下陽平)

お近くに、昭和50年(1975年) ころから平成 16年(2004年) の間に建設現場で働いておられた 方はおられませんか?

本年5月、最高裁判所は、アスベストの危険性を 知りながら十分な対策を講じなかったことを理由に、 上記期間(一部作業は昭和47年から)に建設現場で 働いていた方のアスベスト健康被害について、国と 建設材料メーカーの損害賠償責任を認めました。損 害賠償額は病名(中皮腫、肺がん、びまん性胸膜肥 厚、良性石綿胸水、石綿肺)等によりますが、最大 で国と建材メーカーから1300万円ずつの合計 2600万円です。

アスベスト健康被害は潜伏期間が長く今後も増大すると予想されており、将来的に多くの建設作業員が賠償を受ける対象になると考えられます。そのような方には、たとえ現在健康であっても、将来の損

害賠償請求に備えて、今から準備をしておくことを お勧めします。

賠償を受けるためには、数十年前の建設現場の状況を証明する必要があり、当時の同僚や上司の証言が重要な証拠となります。しかし、将来病気を発症したときに、連絡のつく同僚らが亡くなっている事態は容易に想像がつきます。その場合に、ご本人の話以外に証拠がないとして損害賠償が認められないのは、あまりに無念です。現時点で、同僚などから当時の作業状況等を聞き取り、ポイントを押さえた証拠にまとめておく必要があります。

国や建材メーカーへの損害賠償請求はもちろん、 将来の請求に備えた証拠づくりをお手伝いできます。 お近くに、昭和50年ころから平成16年の間に建設 現場で働いておられた方がおられたら、当事務所を ご紹介ください。

相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。



当事務所のホームページには、左のQR コードを読み取ってアクセスして下さい。 **☎** 0 5 2 − 6 8 4 − 6 2 9 0 予約受付時間 9:00 A M ~ 5:30 P M

## 自筆証書遺言保管制度を利用してみました

<川瀬裕久>



遺言書には、公証役場で作成してもらう公正証書 遺言と自筆で作成できる自筆証書遺言の2種類があ ります。

自筆証書遺言については、手軽に作成できる一方で、遺言者が死亡した時点で発見してもらえなかったり、裁判所で検認という手続をする必要があったりするなどのデメリットがあります。

そこで、2020年7月1日から、法務局で自筆証書 遺言を保管する制度が始まりました。

法務局で保管してもらうことにより、遺言書が発見されない、あるいは改ざん・破棄されるおそれは無くなりますし、検認手続も不要となります。

私自身も、これを機に、遺言書を作成し、法務局 で保管をしてもらいました。

保管制度を利用するためには、まず法務局で手続きの予約をします。予約は、法務局のHPですることができますし、電話や窓口ですることも可能です。

予約が取れたら、事前に作成しておいた遺言書、 遺言書の保管申請書、本籍及び筆頭者の記載がある 住民票の写し、手数料(3900円)、身分証明書を 持参します。窓口でチェックを受けて、形式面に問 題が無ければ、3900円分の収入印紙を購入し、手数料として渡します。手続完了後は保管証を受け取ります。順調にいけば、30分ほどで手続が終わります。

遺言書の書き方や申請書の書式などは、いずれも 法務局のHPに掲載されています。特に若い方には、 公正証書遺言と比べても安く、手続もしやすいので お勧めです。

(遺言書というと、若い方には関係ないというイメージがあるかもしれませんが、実は、若い方でも、未成年の子が居る場合や、配偶者は居るけれど子はいないという場合には、遺言書を作成する意義はあります。詳しくは、弊事務所HPのコラム「若い人も遺言書を作成してみませんか」をご覧ください。)

ただし、法務局は遺言書の形式面はチェックして くれますが、内容については相談に応じてもらえま せん。遺言書は、内容次第で、かえって遺された家 族に負担をかけることもあり得ます。

遺言書の中身や保管制度の利用方法については、 ぜひ、弁護士等の専門家に相談されることをお勧め します。

## 「生命保険契約照会制度」について

<石田美果)



今年も豪雨の季節がやってきました。この記事を 書いている7月上旬にも、既に豪雨による多くの被 害が出ています。被災された皆様には心からお見舞 い申し上げます。

ところで、突然家族が亡くなった場合、残された 家族は、本人がどの保険商品に加入していたか、知 らされていないことがあります。そのような場合に、 残された家族らは、亡くなった本人の加入していた 保険商品を一括で調べることが出来ます。同制度を 「生命保険契約照会制度」といいます。

同制度は、元々は東日本大震災時に創設された制度で、これまでは災害時(災害救助法が適用された地域で被災したことによる死亡または行方不明のとき)にのみ利用が可能でした。

しかし、契約者の高齢化が進み、認知症患者の増

加等で、家族のみならず本人も保険契約の有無及び 内容について把握できていないケース等が散見され るようになったことなどを受け、今年の7月より、 災害時以外にも利用対象が拡大されました。

まずは、残された家族が、保険証券や保険会社からの通知を探すなどし、保険契約の有無を自ら調べることが原則です。

そして、調べても分からない場合に、同制度を利用して、生命保険協会に契約の有無の照会を行うことになります。

以上、保険契約の有無の確認方法についてご紹介 しましたが、後の相続手続きのためには、遺言書が 残されていないかについても、併せて確認しておく 必要があります。

# 私的絵画百選低



『翠苔緑芝』(すいたいりょくし) 1928年(昭和3) 紙本金地・彩色・屏風(四曲屏風一双) 各172.6×362.4センチ 山種美術館蔵



【作者】 速水御舟(はやみ ぎょしゅう) 1894年(明治27年) 生まれー 1935年(昭和10年) 没

花びらのように見えるアジサイの萼の表面、厚く塗った白い部分(胡粉)には無数の細かなヒビ割れが入っています。劣化して生じたヒビではなく御舟が意図した表現であったということです。ヒビに青紫の絵の具がにじんでいます。アジサイの横には、芝生に遊ぶウサギニ羽。一方は青桐と枇杷の木を配し、枇杷の木の下の苔には、ウサギに鋭い視線を投げる黒猫一匹。独創的な画面構成が興味を惹きます。面白い!

せめぎ合うような絵の具ののせ方を試行錯誤していた様子が窺がえます。金箔を細かく砕いて粒子状にした砂子を竹筒に入れて振りまく手法がとられています。

速水御舟の絵は、かつて教科書にも載っていた 『炎舞』が最高傑作と言われることもあります。 燃え上がる幻想的な炎に蛾が舞う絵を覚えている 人も多いと思います。炎舞が描かれたのは1925 年(大正14)。

私としては、炎舞よりも、『名樹散椿』一京都市北区にある昆陽山地蔵院の樹齢400年を超す椿を描いたもの一を名画として是非鑑賞していただきたく、『翠苔緑芝』とともにお勧めします。

御舟は浅草で質屋を営む両親の次男に生まれ、 母方の祖母の養子となって速水姓を名乗るように なりました。絵が好きで14歳で歴史画家といわれ た師匠の画塾に入塾。絵巻、水墨画、南画、大和 絵、琳派など様々なジャンルの古典に接する機会 を得ました。天才というよりも努力の人だったよ うです。

日本画の伝統の中に油彩画的な表現を持ち込ん

だのは、交流のあった岸田劉生の影響を受けたとも言われています。腸チフスで40歳で亡くなるまでに6、700点の絵を描いたようですが、関東大震災で多くの作品が焼失。御舟自身も毎年末には気に入らない作品を焼却させていたといいます。山種美術館は多くの作品を所蔵しています。

御舟の静物画を見ますと、写生を繰り返して、 リアリティを追求し、質感と陰影表現が対象を正確に捉えようとする挑むような気迫を感じます。 写実を極めた先に、象徴されるもの、装飾性の高い中に、より内面的に高い世界を目指したという印象です。

今、絵画では写実のブームと言われます。自然を手本として、より良く見つめて表そうとする、 そこに画家の主観が働き、その人の見方が表れます。対象を見つめ、その存在の重さを画面に息づかせ、見る者に迫ってきます。

『翠苔緑芝』は、個々の対象の写実を超えて、 幻想的で、何かユーモラスな感覚を見る人に与え ると感じるのは、私だけでしょうか。どこもここ も均等にピントが合っているゆえに、別次元のよ うな感覚さえ感じさせ愉しませてくれると思うの です。

御舟は言っています。「眼より頭の勝った時代、 眼だけの時代、そして眼と頭が矛盾なく一致し融 合する時代―そこに至って初めて本当の美が発見 されるのではないであろうか。もし我々がその境 地を摑んだ時、もっと力強い絵画が生まれるであ らうと思ふ」と。 〈池田桂子〉

ニュースレター第27号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所(メール: info@ikeda-lawoffice.com、FAX052-684-6291)までお寄せください。

- 4 -